あっせんの申立て事案の概要とその結果 (平成30年度第2四半期) 投資信託関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	29 年度(あ)第 101 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・ B銀行担当者は、本件商品に係る説明を私の妻Cにしか行っておらず、私は
	何も説明を受けないまま購入するに至った。
申立人(Aさん)	・ 本件商品購入以前に、投資信託を購入した経験があるが、実は、Cが私の名
の申立内容	義で行っていた取引であって商品の内容をよく理解しておらず、投資について
	の知識は乏しかった。
	・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容及び元本割れリスク等について十
	分な説明を受けていない。
	・ 当行担当者は、Aさんから資産運用の相談を受け、本件商品を勧誘したとこ
	ろ、Aさんが購入を希望したことから、販売するに至った。
	・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、
相手方銀行	保有金融資産及び投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はない
(B銀行)の見解	ものと判断した。
	・ 当行担当者は、Cさん同席のもと、Aさん本人に対し、所定の資料を用いて本
	件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内
	容に問題はなかったものと判断している。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年5
	月 22 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
あっせん	・ あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんの投資意向の確認が不十分であ
手続の結果	ったことを指摘した。
	・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせ
	ん案を提示した。
	・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・ 平成30年9月21日付けで和解契約書を締結した。

⁽注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現 に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	29 年度(あ)第 110 号
申立ての概要	不適切な対応により解約させられた投資信託の原状回復要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
	・ 亡夫CがB銀行で購入した投資信託について、名義変更を行い引き継ぐもの
	と考えていたが、意思に反して解約させられたことから、相続開始時点への原状
申立人(Aさん)	回復を求める。
の申立内容	・ 私は、本件商品の相続手続について、説明を受けていない。
	・ 私は、当然に名義変更が行われるものと考えていたことから、B銀行担当者に
	対し、本件商品の名義変更を希望する旨を伝えていなかった。
	・ 当行担当者は、Cさんが保有していた本件商品の相続手続についてAさんへ
相手方銀行	説明したところ、Aさんが解約し、換金することを希望したため、本件商品の解約
(B銀行)の見解	手続を行うに至った。
(D弧1]/07元件	・ 当行担当者は、Aさんに対し、相続手続について十分な説明を行っており、説
	明内容に問題はなかったものと判断している。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年6
	月7日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・ あっせん委員会は、Aさんが高齢者であったことを踏まえると、B銀行は本件
あっせん	商品の相続手続の内容についてより丁寧に説明した上で、Aさんの意向を十分
手続の結果	確認すべきであったことを指摘した。
	・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせ
	ん案を提示した。
	・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・ 平成30年8月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	29 年度(あ)第 117 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
申立人(Aさん) の 申 立 内 容	・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・ 私は、B銀行担当者から、私の希望に合った分配金が得られる商品であると
	の説明を受け、本件商品を購入するに至った。
	・ 私は、本件商品購入以前に、リスク商品を購入した経験はなく、本件商品がこ
	れほどまで大きな損失を被る商品とは思っていなかった。
	・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容及び元本割れリスク等について説
	明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	・ 当行担当者は、Aさんに本件商品を提案したところ、Aさんが購入を希望した
	ため、販売するに至った。
	・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、

	保有金融資産及び投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はない
	ものと判断した。
	・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容及び元本
	割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったも
	のと判断している。
	・ 当行担当者が本件商品の分配金について、断定的判断の提供をした事実は
	ない。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年6
	月 14 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・ あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんの投資意向及び投資経験の確認
あっせん	が不十分であったこと並びに本件商品の商品内容等についてAさんが理解で
手続の結果	きるだけの説明が尽くされていたか疑問が残ることを指摘した。
	・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するという
	あっせん案を提示した。
	・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・ 平成 30 年9月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	29 度(あ)第 121 号
申立ての概要	説明不十分で購入及び解約させられた投資信託に係る損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・ B銀行で購入した複数の投資信託について、解約によって発生した元本割れ
	相当額の損失の補てんを求める。
	・ 私は、B銀行担当者から本件商品の勧誘を受けた際、元本割れリスクのある商
	品であることは理解していたものの、B銀行担当者を信用し、言われるがまま本
申立人(Aさん)	件商品を購入及び解約した。
の申立内容	・ 私は、分配金の金額のことを気にしていたにもかかわらず、B銀行担当者は本
	件商品の分配金について誤った金額を説明した。
	・ B銀行が把握したとする私の金融資産は、実際よりも過大となっている。
	・ 私は、B銀行担当者を信用して本件商品を購入及び解約したにもかかわら
	ず、損失を被ったことに納得がいかない。
	・ 当行担当者は、Aさんから資産運用のニーズを聴取し、本件商品を勧誘した
	ところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。なお、Aさんは、これ
相手方銀行	までに投資信託の投資経験がある。
竹 ナ カ 誠 1] (B銀行)の見解	・ 当行担当者は、本件商品の解約に際して、断定的な判断を提供するような説
(ロ郵1)/の兄件	明を行っておらず、Aさんが解約の意向を示したことから、解約に至った。
	・ 申立人の保有する金融資産についての確認が不十分であったことは認める。
	・ 当行担当者は、所定の資料を用いて本件商品の内容や元本割れリスク等に

	ついて説明しており、問題はなかったと判断しているが、分配金について誤った
	金額を説明したことは事実である。
	【申立受理→和解契約書の締結】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年7
	月 20 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・ あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんの金融資産の確認が十分とはい
あっせん	えず、その結果リスク資産比率が高率に及んだ可能性を否定できないこと、本
手続の結果	件商品における分配金の金額について誤った説明を行ったことを指摘した。
	・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせ
	ん案を提示した。
	・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
	・ 平成30年9月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	29 年度(あ)第 122 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の補てん要求
申立人の属性	個人(40 歳台)
	・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・ 私は、B銀行担当者から、安定的に高い分配金が受け取れる商品であると本
	件商品を勧誘され、購入するに至った。
申立人(Aさん)	・ 私は、本件商品購入以前に、投資信託の購入経験があったが、本件商品は、
の申立内容	B銀行担当者に勧められるがまま購入したものであり、商品内容等について理
	解していなかった。
	・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の具体的な元本割れリスクや分配金につ
	いて十分な説明を受けていない。
	・ 当行担当者は、Aさんから資産運用の相談を受け、本件商品を含め複数の投
	資信託を紹介したところ、Aさんから本件商品の購入の意向が示されたことか
	ら、販売するに至った。
	・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、
相手方銀行	保有金融資産及び投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はない
(B銀行)の見解	ものと判断した。
(口弧1)/07元件	・ Aさんは過去に投資信託で損失を被った経験もあり、リスクについては十分理
	解しており、かつ過去に売買した投資信託との通算では利益を得ている。
	・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて、本件商品の内容、元本
	割れリスク及び分配金について十分な説明を行っており、説明内容に問題はな
	かったものと判断している。
あっせん	【申立受理→あっせん打切り】
手続の結果	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年7
一 州 切 和 朱	月 10 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。

・ あっせん委員会は、本件紛争の主な争点である本件商品の販売時の経緯について当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	29 年度(あ)第 125 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(40 歳台)
	・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・ 私は、妻Cから、「B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け購入する」旨の連
	絡を受け、私も本件商品を購入するに至った。
	・ 私は、本件商品購入以前に、投資信託の購入経験があったが、B銀行を信頼
申立人(Aさん)	していたこともあり、B銀行担当者がCに提案する都度、私も投資信託の売買を
の申立内容	行っていた。
00年立内各	・ Cは、B銀行担当者から、本件商品は約3か月後に期限の到来する信託期間
	が定められていることについて、一切説明を受けていない。
	・ 私は、本件商品に損失が発生しても、長期間保有し、相場状況を見て利益が
	出るのを待つつもりであったため、信託期間が定められていることの説明を受け
	ていれば本件商品を購入しなかった。
	・ 当行担当者は、Cさんから、インターネット専用販売の本件商品を購入したい
	旨の意向が示されたことから、Cさんに対してインターネットでの購入を勧めた。
	・ AさんはCさんから連絡を受け、本件商品の購入手続を進めたが、当行担当
相手方銀行	者はこの事実を知らなかった。
(B銀行)の見解	・ 本件商品はインターネット専用商品であり、A さんは画面上に表示される説明
	事項等を自ら確認して判断しており、また投資意向等についても自ら入力して
	おり、当行が関与するものではない。
	・ このため、当行担当者は、Aさんに対して本件商品に信託期間が定められて
	いることを説明していない。
	【申立受理→あっせん打切り】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年9
あっせん手続の結果	月5日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大き
	く、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切
	った。

事案番号	29 年度(あ)第 126 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(30 歳台)

	・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・ 私は、母Cから、「B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け購入する」旨の連
	絡を受け、私も本件商品を購入するに至った。
	・ 私は、本件商品購入以前に、投資信託の購入経験があったが、B銀行を信頼
中寺 (/ 4 → /)	していたこともあり、B銀行担当者がCに提案する都度、私も投資信託の売買を
申立人(Aさん)	行っていた。
の申立内容	・ Cは、B銀行担当者から、本件商品に約3か月後に期限の到来する信託期間
	が定められていることについて、一切説明を受けていない。
	・ 私は、本件商品に損失が発生しても、長期間保有し、相場状況を見て利益が
	出るのを待つつもりであったため、信託期間が定められていることの説明を受け
	ていれば本件商品を購入しなかった。
	・ 当行担当者は、Cさんから、インターネット専用販売の本件商品を購入したい
	旨の意向が示されたことから、Cさんに対してインターネットでの購入を勧めた。
	・ AさんはCさんから連絡を受け、本件商品の購入手続を進めたが、当行担当
J= AD /-	者はこの事実を知らなかった。
相手方銀行	・ 本件商品はインターネット専用商品であり、A さんは画面上に表示される説明
(B銀行)の見解	事項等を自ら確認して判断しており、また投資意向等についても自ら入力して
	おり、当行が関与するものではない。
	・ このため、当行担当者は、Aさんに対して本件商品に信託期間が定められて
	いることを説明していない。
	【申立受理→あっせん打切り】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年9
あっせん	月5日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大き
	く、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切
	った。

事案番号	29 年度(あ)第 127 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(30 歳台)
	・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・ 私は、夫Cから、「義母DがB銀行担当者から本件商品の勧誘を受け購入す
	る」旨の連絡を受け、私も本件商品を購入するに至った。
申立人(Aさん)	・ 私は、本件商品購入以前に、投資信託の購入経験があったが、B銀行を信頼
の申立内容	していたこともあり、B銀行担当者がDに提案する都度、私も投資信託の売買を
	行っていた。
	・ Dは、B銀行担当者から、本件商品は約3か月後に期限の到来する信託期間
	が定められていることについて、一切説明を受けていない。

	・ 私は、本件商品に損失が発生しても、長期間保有し、相場状況を見て利益が
	出るのを待つつもりであったため、信託期間が定められていることの説明をDが
	受けていれば本件商品を購入しなかった。
	・ 当行担当者は、Dさんから、インターネット専用販売の本件商品を購入したい
	旨の意向が示されたことから、Dさんに対してインターネットでの購入を勧めた。
	・ AさんはCさんから連絡を受け、本件商品の購入手続を進めたが、当行担当
扣工士和仁	者はこの事実を知らなかった。
相手方銀行	・ 本件商品はインターネット専用商品であり、A さんは画面上に表示される説明
(B銀行)の見解	事項等を自ら確認して判断しており、また投資意向等についても自ら入力して
	おり、当行が関与するものではない。
	・ このため、当行担当者は、Aさんに対して本件商品に信託期間が定められて
	いることを説明していない。
	【申立受理→あっせん打切り】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年9
あっせん	月5日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大き
	く、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切
	った。

	
事案番号	29 年度(あ)第 128 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(20 歳台)
	・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・ 私は、母Cから、「B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け購入する」旨の連
	絡を受け、私も本件商品を購入するに至った。
	・ 私は、本件商品購入以前に、投資信託の購入経験があったが、B銀行を信頼
由士 L / A 士 /	していたこともあり、B銀行担当者がCに提案する都度、私も投資信託の売買を
申立人(Aさん)	行っていた。
の申立内容	・ Cは、B銀行担当者から、本件商品に約3か月後に期限の到来する信託期間
	が定められていることについて、一切説明を受けていない。
	・ 私は、本件商品に損失が発生しても、長期間保有し、相場状況を見て利益が
	出るのを待つつもりであったため、信託期間が定められていることの説明を受け
	ていれば本件商品を購入しなかった。
	・ 当行担当者は、Cさんから、インターネット専用販売の本件商品を購入したい
相手方銀行 (B銀行)の見解	旨の意向が示されたことから、Cさんに対してインターネットでの購入を勧めた。
	・ AさんはCさんから連絡を受け、本件商品の購入手続を進めたが、当行担当
	者はこの事実を知らなかった。
	・ 本件商品はインターネット専用商品であり、A さんは画面上に表示される説明

	事項等を自ら確認して判断しており、また投資意向等についても自ら入力して
	おり、当行が関与するものではない。
	・ このため、当行担当者は、Aさんに対して本件商品に信託期間が定められて
	いることを説明していない。
	【申立受理→あっせん打切り】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年9
あっせん	月5日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大き
	く、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切
	25-

事案番号	30年度(あ)第1号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・ B銀行担当者が投資信託の購入日を間違って指定したことにより被った損失
	の補てんを求める。
申立人(Aさん)	・ 私は、B銀行担当者に対し、本件商品を分配金決算日後の底値の価額で購
の申立内容	入したい旨を伝え、B銀行担当者が指定した日に購入するに至った。
	・ しかし、本件商品を購入した日の基準価額は分配金決算日よりも値上がりして
	おり、底値での購入とはならず、想定しなかった損失を被った。
	・ 当行担当者は、Aさんが本件商品の購入を希望したことから、販売するに至っ
	た。
	・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、
	保有金融資産及び投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はない
	ものと判断した。
相手方銀行	・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて、本件商品の内容及び元
(B銀行)の見解	本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかった
	ものと判断している。
	・ 当行担当者は、Aさんに対して、本件商品の過去の実績をもとに、分配金決
	算日後に基準価額が下落する可能性の高い日を伝えたものの、基準価額は変
	動することから、いつ底値となるかは分からないことを説明した上で、Aさんが希
	望する日に購入手続を行った。
	【申立受理→あっせん打切り】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年8
あっせん	月 17 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・ あっせん委員会は、本件紛争の主な争点である本件商品の販売時における
	説明内容等について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解
	が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	30 年度(あ)第 25 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50 歳台)
m + 1 (・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・ 私は、B銀行担当者から、本件商品を勧誘され、毎年一定の配当があり、償還
	日まで保有すれば元本割れしないとの説明を受け、購入するに至った。
申立人(Aさん) の申立内容	・ 私は、本件商品購入以前に、投資信託等を購入した経験がある。
の中立内谷	・ 私は、本件商品に元本割れリスクがあることは理解していたが、B銀行担当者
	から毎年一定の配当が得られることや償還日まで保有すれば元本が保証され
	るといった誤った説明を受けなければ、本件商品を購入しなかった。
	・ 当行担当者は、Aさんから資産運用の相談を受け、本件商品を提案したとこ
	ろ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。
	・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、
	保有金融資産及び投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はない
相手方銀行	ものと判断した。
(B銀行)の見解	・ 当行担当者は、Aさんに対し、毎年一定の配当があること及び償還日まで保
	有すれば元本割れしないとの説明は行っていない。
	・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容及び元本
	割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったも
	のと判断している。
	【申立不受理】
	・ あっせん委員会は、本件について、本件商品は毎年一定の利回り保証があ
	り、元本保証される商品であるとの説明を行ったかが争点となっており、この点
あっせん	についての事実確認が必要となるが、あっせん手続においてこれを行うことは
手続の結果	著しく困難であるため、本件申立ては、業務規程 27 条(あっせん手続を行わな
ナポの柏条	い場合)の1項5号(当事者から提出された書面、資料、証拠書類等及び事情
	聴取等によっては紛争の核心となる事実の確認をすることが著しく困難である
	場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成 30 年7月 11日付けであっ
	せん手続を終了した。

事案番号	30 年度(あ)第 27 号
申立ての概要	不適切な対応により解約されなかった投資信託の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)

<u> </u>	
	B銀行担当者に投資信託の解約を依頼したにもかかわらず、対応してくれな
1	かったため損失が拡大したことから、当該拡大した分の損失の補てんを求める。
•	私は、B銀行担当者から、本件商品の勧誘を受け、勧められるがまま購入する
申立人(Aさん)	に至った。
の申立内容・	私は、B銀行担当者から本件商品について十分な説明を受けておらず、本件
	商品の具体的リスク等を十分に理解していなかった。
	私は、B銀行担当者に解約する旨を伝えており、解約手続をしてくれるものと
	思っていたが、実際には解約手続がなされていなかった。
	当行担当者は、Aさんから資産運用の相談を受け、本件商品を提案したとこ
	ろ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。
	当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、
	保有金融資産及び投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はない
	ものと判断した。
相手方銀行・	当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて商品内容及び元本割れリ
(B銀行)の見解	スクについて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断
	している。
	当行担当者は、Aさんに対して複数回アフターフォローを行い、Aさんが本件
	商品について継続保有の意向である旨を確認している。
	Aさんから解約の申出があれば、解約に必要な書面を提出してもらい解約手
	続を行うものの、Aさんから解約の申出や書面の提出を受けていない。
	【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】
あっせん・	あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した後、Aさん
手続の結果	から事情聴取実施前に、あっせん委員会に対して申立取下書が提出されたこと
	から、平成30年9月10日付けであっせん手続を終了した。

	and the factor of the same
事案番号	30 年度(あ)第 28 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・ 私は、B銀行担当者から、購入時の手数料がすぐに回収でき、半年後には利
	益が得られる商品であると勧誘されたことから、本件商品を購入するに至った。
申立人(Aさん)	・ 私は、本件商品購入以前に、リスク商品の購入経験があったが、B銀行担当
の申立内容	者に勧められるがまま購入したものであり、商品内容等について理解していな
	かった。
	・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容や元本割れリスクについて十分な
	説明を受けていない。
相手方銀行	・ 当行担当者は、Aさんから資産運用の相談を受け、本件商品を提案したとこ
(B銀行)の見解	ろ、Aさんから本件商品の購入の意向が示されたことから、本件商品を販売する

	に至った。
	・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、
	保有金融資産及び投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はない
	ものと判断した。
	・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて、本件商品の内容、元本
	割れリスク及び分配金について十分な説明を行っており、説明内容に問題はな
	かったものと判断している。
	・ 当行担当者は、Aさんに対して、手数料がすぐに回収できたり、半年後には利
	益が得られるといった断定的判断を提供した事実はない。
	【申立受理→あっせん打切り】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年9
あっせん	月 27 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大き
	く、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切

った。

事案番号	30 年度(あ)第 31 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・ 私は、B銀行担当者から高い分配金が受け取れる商品であると勧誘されたこと
	から、本件商品を購入するに至った。
	・ また、B銀行担当者は、本件商品の運用状況が悪くなった時には直ちに連絡
	する旨の約束をした。
申立人(Aさん)	・ 私は、本件商品購入以前に、投資信託の購入経験があったが、B銀行担当者
の申立内容	に勧められるがまま購入したものであり、分配金の仕組みや商品内容等につい
	て理解していなかった。
	・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の目論見書を受け取っておらず、本件商
	品の元本割れリスクや分配金についても説明を一切受けていない。
	・ 本件商品の購入後、運用状況が悪くなっていたにもかかわらず、B銀行担当
	者から連絡はなかった。
	・ 当行担当者は、Aさんから資産運用の相談を受け、本件商品を紹介したとこ
	ろ、Aさんから本件商品の購入の意向が示されたことから、販売するに至った。
14 千 十 41 仁	・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、
相 手 方 銀 行 (B銀行)の見解	保有金融資産及び投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はない
	ものと判断した。
	・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて、本件商品の内容、元本
	割れリスク及び分配金について十分な説明を行っており、説明内容に問題はな

	かったものと判断している。
	・ 当行担当者は、本件商品の運用状況が悪くなった際に、直ちに連絡するとい
	った約束はしていない。
	・ 当行担当者は、Aさんに対して、定期的に本件商品に係るアフターフォローを
	行っていた。
	【申立受理→あっせん打切り】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年9
あっせん	月 20 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	71 20 日、TIC/OCD歌目が 9年 旧ががたとり 2/C。
手続の結果	・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大き

事案番号	30 年度(あ)第 32 号
申立ての概要	不十分な対応により損失を被った投資信託の損失補てん要求等
申立人の属性	個人(60 歳台)
	・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失補てん、解約により受領
	できなくなった分配金に係る損害賠償及び精神的慰謝料を求める。
	・ 私は、夫から勧められて本件商品を購入するに至った。
申立人(Aさん)	・ B銀行担当者は、本件商品に損失が出たら、すぐに私に連絡をして損失を最
の申立内容	小限にする旨を約束したが、連絡が来たときにはすでに多額の損失となってい
	たことから、本件商品を解約した。
	・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容や元本割れリスク等について十分
	な説明を受けていない。
	・ 当行担当者は、Aさんから本件商品を購入したいとの意向が示されたことか
	ら、販売するに至った。
	・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、
	保有金融資産及び投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はない
	ものと判断した。
相手方銀行	・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容及び元本
(B銀行)の見解	割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったも
	のと判断している。
	・ 当行担当者は、Aさんに対して適切なアフターフォローを行っており、販売後
	の対応に問題はなかった。
	・ 本件商品に損失が生じていないことから、Aさんの申し出に応じることはできな
	۱, ۱
あっせん	【申立不受理】
手続の結果	・ あっせん委員会は、本件商品に係る損益を通算するとAさんに経済的損失が
	発生していることを認めることができず、経済的損失が認められない以上、損失

補てんのほか、損害賠償や精神的慰謝料の支払いを求める申立ては、申立書の記載内容全体からして失当であることが明らかであることから、本件申立ては、業務規程27条(あっせん手続を行わない場合)の1項7号(経済的損失が認められない場合)及び8号(申立てが申立書の記載内容全体からして失当であることが明らかである場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成30年7月23日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	30年度(あ)第36号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80 歳台)
	・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
申立人(Aさん)	・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の勧誘を受け、勧められるがまま購入する
の申立内容	に至った。
の中立内存	・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の分配金等の商品内容及び元本割れリス
	クについて十分な説明を受けていない。
	・ 当行担当者は、Aさんに本件商品を提案したところ、Aさんが購入を希望した
	ため、販売するに至った。
	・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、
相手方銀行	保有金融資産及び投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はない
(B銀行)の見解	ものと判断した。
	・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の分配金等の商
	品内容及び元本割れリスクについて十分な説明を行っており、説明内容に問題
	はなかったものと判断している。
	【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】
あっせん	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した後、Aさん
手続の結果	から事情聴取実施前に、あっせん委員会に対して申立取下書が提出されたこと
	から、平成30年9月25日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	30 年度(あ)第 44 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(90 歳台)
申立人(Aさん) の申立内容	・ B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。
	・ 私は、B銀行担当者から、別の投資信託への乗換えを勧められ、言われるが
	まま乗換えを繰り返した結果、損失が生じた。
相手方銀行 (B銀行)の見解	・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、
	保有金融資産及び投資経験等をその都度確認しており、継続的な販売に問題
	はないものと判断した。

	・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容及び元本
	割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったも
	のと判断している。
	・ 当行は、Aさんとの投資信託に係る損益を通算した場合、Aさんに経済的損
	失が生じていないことから、Aさんの申し出に応じることはできない。
	【申立不受理】
	・ あっせん委員会は、本件申立ては、B銀行との投資信託の取引を通算すると
あっせん	Aさんに経済的損失が発生していることを認めることができないことから、業務規

手続の結果

程 27 条(あっせん手続を行わない場合)の1項7号(経済的損失が認められない 場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成30年8月17日付けであっ せん手続を終了した。

事案番号	30年度(あ)第54号
申立ての概要	不十分な対応で契約及び解約できなかった投資信託とNISA口座に係る損害
	賠償請求
申立人の属性	個人(30 歳台)
申立人(Aさん) の 申 立 内 容	・ 私は、B銀行に対し、NISA 口座の開設及び投資信託の購入を依頼したとこ
	ろ、B銀行は NISA 口座の開設のみ対応し、投資信託の購入手続を行っていな
	かったため、投資信託が購入されていれば利益を得られたはずであることから、
	その逸失利益について賠償を求める。
	・ その後、私は他行で NISA 口座の開設とその口座での投資信託の運用のた
	め、B銀行に対して NISA 口座の解約を依頼したがB銀行は速やかに対応しな
	かった。
	・ 当行担当者は、Aさんからの投資信託の口座開設の依頼にもとづき、口座開
	設の手続を行ったが、投資信託の運用及び NISA 口座の開設の依頼は受けて
相手方銀行	いがい。
	・ NISA 口座については、後日、Aさんから郵送で申込書類が送付されたことか
(B銀行)の見解	ら口座開設の手続を行っている。
	・ 当行担当者は、Aさんから依頼されたNISA口座の解約については遅滞なく行
	っており、当行担当者の対応に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	【申立不受理】
	・ あっせん委員会は、本件申立てについて、本件紛争の核心となる前提事実
	は、①申立人は投資信託の運用を相手方に依頼する手続をしたのか、②平成
	30 年5月下旬ころ他行でNISA口座を開設できなかった理由は何か、の2点に
	あるところ、当事者から提出された書面その他の証拠によっては、この前提事実
	を認定することが困難であり、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でな
	いと認められることから、業務規程27条(あっせん手続を行わない場合)の1項5
	号(当事者から提出された書面、資料、証拠書類等および事情聴取等によって

は紛争の核心となる事実の確認をすることが著しく困難である場合)に該当する と判断し、「適格性なし」として平成30年9月10日付けであっせん手続を終了した。

以上